

福岡県医第436号（地）

平成16年5月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



学校医等の職務執行の準則の徹底及び
定期健康診断の適切な実施について（依頼）

標記の件につきまして、福岡県教育委員会教育長より別添のとおり、学校医に対する協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件は、昨年度、福岡県監査委員事務局が行った県立学校に対する定期監査において、学校保健法施行規則に規定する標記準則に定められた職務が十分に行われていない学校や定期健康診断が適切に実施されていない学校があるとの指摘を受け、学校医等の適切な職務執行を図る目的で福岡県教育委員会が「福岡県学校医等職務執行要項」を策定し、各県立学校長へ通知したものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、学校医等へ御周知いただき、御協力賜りますようお願い申し上げます。



「公印省略」

16教入第376号

平成16年5月20日

福岡県医師会長 殿

福岡県教育委員会教育長

学校医等の職務執行の準則の徹底及び定期健康診断の適切な実施について（依頼）

本県の児童生徒の健康管理及び学校保健の推進につきましては、日ごろから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度、本県監査委員事務局が行った県立学校に対する定期監査において、学校保健法施行規則に規定する「学校医等の職務執行の準則」に定められた職務が十分に行われていない学校や定期健康診断が適切に実施されていない学校があるとの指摘がありました。

これを受けて、学校医等の適切な職務の執行を図るため「福岡県学校医等職務執行要項」を定め、別添のとおり各県立学校長へ通知いたしました。

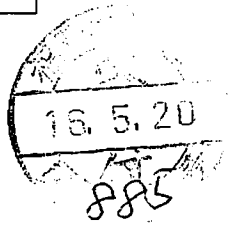
貴会におかれましては、この趣旨を御理解の上、学校からの依頼に対して学校医の協力が得られますよう特段の御配慮をお願いします。

問い合わせ先

スポーツ健康課保健給食係

Tel 092-643-3922

Fax 092-641-8226



「公印省略」



16教入第376号

平成16年5月20日

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

学校医等の職務執行の準則の徹底及び定期健康診断の適切な実施について（通知）

このことについて、昨年度の定期監査において、学校保健法施行規則に規定する「学校医等の職務執行の準則」に定められた職務が十分に行われていない学校や定期健康診断が適切に実施されていない学校があるとの指摘がありました。

これを受けて、このたび、別添「福岡県学校医等職務執行要項」を策定しましたので、教職員に周知徹底いただくとともに、下記事項に留意の上、学校医等の協力を得て、適切に実施していただきますようお願いします。

なお、平成16年度は、学校医等の執務実態調査を別紙1のとおり、3回に分けて実施しますので、7月末日、12月末日、3月末日までの執務状況を各翌月の10日までに当課保健給食係へ回答してください。「FAX可」

記

- 1 執務記録簿への記入については、電話や個別相談等の場合でも記入すること。
- 2 定期健康診断、衛生管理検査以外にも学校保健委員会や学校行事等への積極的な関わりを依頼するなど学校教育活動への参画及び協力を求めること。
- 3 定期健康診断において、全員対象の健康診断となるよう適切な実施に努めること。
- 4 定期健康診断の未受診者については、再受診等を確実に実施するなど、適切な措置を講ずること。

問い合わせ先

スポーツ健康課保健給食係

Tel 092-643-3922

Fax 092-641-8226

福岡県学校医等職務執行要項

(目的)

第1条 この要項は、福岡県の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の執務に関し、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。）に規定する職務執行の準則のほか、必要な事項を定めるものとする。

(職務執行方法)

第2条 規則第23条、第24条及び第25条に規定する学校医等の職務内容の執行は、学校医等が来校して行うものに限らず、次の各号に定める方法によることができる。

(1) 電話

(2) 電子メール

(3) 文書

(4) 学校外での検診等

2 規則第23条、第24条及び第25条に規定する学校医等の職務内容の執行に当たって、事前準備や事後処理が必要と認められる場合には、これを職務の執行とみなす。

(執務記録簿への記録)

第3条 学校医等は、職務に従事したときは、その状況の概要を執務記録簿（様式1）に記入して学校長に提出するものとする。

ただし、前条第1項により職務を執行する場合には、学校医に代わり学校長が指定する者が記入を行うものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、学校医等の職務内容の例及び執務記録方法等必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

「学校医等の具体的職務の例と執務記録方法」

1 職務内容の例

(1) 共通の職務

- 学校保健委員会への参画と指導助言
- 学校事故や体調の急変等に対する対応
- 各学級学年への保健指導
- 専門的事項に関する講演(講話)・・・生徒、保護者(地域)、教職員対象
- (学校医、学校歯科医、学校薬剤師)会主催の学校医等の資質向上に関する研修会

(2) 学校医・学校歯科医の職務

- 健康診断について
 - ・ 定期健康診断前の事前打合せ、健康診断(再検査を含む)、事後の報告及び指導助言
- 行事時の臨時検診及び救護
 - (修学旅行、マラソン大会、体育大会、部活動、クラスマッチ、鍛錬遠足、水泳等)
- 疾病の予防及び伝染病や食中毒等の感染防止や防疫体制に対する指導助言
 - (伝染性疾患の出校停止に関する指導助言)
- 健康相談活動
 - (寒稽古前、寒中登山前、修学旅行前等)
- 救急法実技指導

(3) 学校薬剤師の職務

- 環境衛生検査について
 - ・ プール・飲料水の水質検査、教室の空気・照度検査、食堂の衛生管理検査
 - (検査前の事前打合せ、検査、結果報告と事後の指導助言)
- 行事の前の臨時測定・・・学園祭前、プール開き前等
- 修学旅行・体験学習に関する救急用医薬品の指導
- 医薬品購入に関する相談
- 毒劇物の保管に関する検査
- 薬物乱用防止教育に関する指導助言
- 保健統計調査に関すること

2 学校医等の執務形態と記録

(1) 来校の場合

学校医等が執務記録簿に記入し、押印の上学校長に提出すること。

(2) 来校以外の場合

学校医等が電話相談など来校せずに執務を行った場合には、学校において記録簿に記入し、学校医等が後日押印するものとする。ただし、研修会参加等学校が直接関与しない場合は、学校医等が記録簿に記入・押印の上、後日学校長に提出するものとする。このような場合に備え、あらかじめ学校医等に記録簿を渡しておくこと。

学校医等の執務実態調査(平成16年4月1日から平成16年7月31日まで)

(全日制、定時制・通信制) 学校番号

所 属 名

学校医(内科)

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1						有・無	
2						有・無	
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	
9						有・無	
10						有・無	
11						有・無	
12						有・無	
計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

学校医(眼科)

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1						有・無	
2						有・無	
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	
9						有・無	
10						有・無	
11						有・無	
12						有・無	
計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

学校医(耳鼻科)

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1						有・無	
2						有・無	
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	
9						有・無	
10						有・無	
11						有・無	
12						有・無	
計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

学校歯科医

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1						有 ・ 無	
2						有 ・ 無	
3						有 ・ 無	
4						有 ・ 無	
5						有 ・ 無	
6						有 ・ 無	
7						有 ・ 無	
8						有 ・ 無	
9						有 ・ 無	
10						有 ・ 無	
11						有 ・ 無	
12						有 ・ 無	
計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

学校医(精神科)

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1						有 ・ 無	
2						有 ・ 無	
3						有 ・ 無	
4						有 ・ 無	
5						有 ・ 無	
6						有 ・ 無	
7						有 ・ 無	
8						有 ・ 無	
9						有 ・ 無	
10						有 ・ 無	
11						有 ・ 無	
12						有 ・ 無	
計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

学校医・学校歯科医計

合計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

学校薬剤師

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1						有 ・ 無	
2						有 ・ 無	
3						有 ・ 無	
4						有 ・ 無	
5						有 ・ 無	
6						有 ・ 無	
7						有 ・ 無	
8						有 ・ 無	
9						有 ・ 無	
10						有 ・ 無	
11						有 ・ 無	
12						有 ・ 無	
計	執務時間	A()件、B()件、C()件、D()件				有()件	
	執務形態	A()件、B()件、C()件、D()件				無()件	
	項 目	A()件、B()件、C()件、D()件、E()件、F()件、G()件、H()件					

◎ 記入要領

- (1) 調査対象は、嘱託手当(年手当)を受給する学校医・学校歯科医・学校薬剤師とする。
- (2) 執務時間欄について(下記の該当するアルファベットを記入してください。)
A:2時間未満 B:2時間～4時間未満 C:4時間～6時間未満 D:6時間以上
- (3) 執務形態欄について(下記の該当するアルファベットを記入してください。)
A:来校 B:電話・メール等での連絡 C:外来で診察・相談 D:その他
○その他の場合は、備考欄に具体的に記入してください。
- (4) 項目欄について(下記の該当するアルファベットを記入してください。)
A:健康診断 B:健康相談 C:救急処置・予防措置 D:保健指導・学校保健委員会・保健に関する週間行事
E:学校環境衛生・学校食品衛生・学校薬事衛生 F:災害予防 G:調査・統計 H:その他
○その他の場合は、備考欄に具体的に記入してください。
○1日の業務で複数の項目が有る場合は、主に従事された項目を1つ記入し、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 学校医・学校歯科医計欄は、学校医(内科・眼科・耳鼻科・精神科)・学校歯科医の各計の合計を記入してください。
- (6) 記入欄が不足する場合は、調査用紙をコピーする等で対応してください。
- (7) 全日制、定時制・通信制別に記入してください。
- (8) 二学期及び三学期の分については、この用紙を複写して使用してください。

(記入例)

学校医等の執務実態調査(平成16年4月1日から平成16年7月31日まで)

(☒ 全、定時制・通信制) 学校番号

所 属 名

学校医(内科)

	執務年月日	執務時間	執務形態	項 目	執務内容等	執務の記録簿 記入の有無	備 考
1	14.10.17	B	A	D	学校保健委員会	☒ 有・ ☐ 無	
2	14.11.中旬	A	B	B	健康相談	有・ ☒ 無	
3	14.12.12	A	C	C	救急処置	有・ ☒ 無	
4	15. 1.27	A	B	B	健康相談	有・ ☒ 無	
5	15. 2.14	A	A	B	保健指導	☒ 有・ ☐ 無	
6	15. 3.14	B	A	D	学校保健委員会	☒ 有・ ☐ 無	
7	15. 4.30	C	A	A	健康診断	☒ 有・ ☐ 無	対象:1年
8	15. 5. 1	D	A	A	健康診断	☒ 有・ ☐ 無	対象:2・3年
9	15. 5. 9	B	A	A	健康診断	☒ 有・ ☐ 無	対象:未検診者
10	15. 6. 3	A	B	B	健康相談	有・ ☒ 無	
11	15. 7.14	A	A	D	保健指導	☒ 有・ ☐ 無	
12	15. 9.19	A	C	C	救急処置	☒ 有・ ☐ 無	
計	執務時間	A(7)件、B(3)件、C(1)件、D(1)件				有(8)件	
	執務形態	A(7)件、B(3)件、C(2)件、D()件				無(4)件	
	項 目	A(3)件、B(4)件、C(2)件、D(3)件、E()件、F()件、G()件、H()件					

執 務 記 録 簿 (記入例 1)

職 名	氏 名	印
学校医 学校歯科医 学校薬剤師	○ ○ ○ ○	印

執 務 日 時	4 月 ○ 日 金 曜 午前 1 3 時 3 0 分 ~ 午後 1 5 時 3 0 分								天候 晴れ	
校 長	○	教 頭	○	事 務 長	○	保 健 主 事	○	養 護 教 諭	○	室 温
執 務 記 録										
項 目	記 事									
健康診断	【内科検診】									
健康相談	(1) 場所 男子・・・生徒会室 女子・・・保健室									
救急処置	(2) 対象 全学年生徒 5 0 0 名 (受診 4 7 5 名 未受診 2 5 名) 未受診者は○○で受診する									
予防処置	(3) 校医等から									
保健指導	○ 挨拶がきちんとしていて気持ちよく検診ができた。									
学校保健委員会	○ 事前の打ち合わせができていたので時間短縮ができた									
学校環境衛生	○ 肥満傾向について個別指導の必要な生徒がいる (7 名)									
学校食品衛生	○ 次年度に向け、場所の設定について検討の必要がある									
災害予防	必要に応じて記載									
保健に関する週間行事	(4) 学校から									
学校薬事衛生	○ 開始時間に生徒が揃っていないクラスがあったので、連絡体制の再確認をする必要がある。									
その他	○ 記録担当の教師 (生徒) への説明が不足していた、事前に説明をしていたが、当日用のマニュアルを渡す必要があった。									
	○ 女子の検診の際、校医の検診に支障をきたすため、体操服の下には何もつけないことを徹底する。									
	○ プライバシーの保護には十分配慮したが、配置の工夫を更に考えたい。									

※ 該当項目を○印でかこむこと。

※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること。

※ 執務記録簿への記入・押印は学校医等が行うこと。ただし、電話相談など来校せずに執務を行った場合には、学校において記入し、学校医等が後日押印すること。

※ 学校で留意事項等を必要に応じて補足することができる。

執 務 記 録 簿 (記入例 2)

職 名	氏 名	印
学校医 学校歯科医 学校薬剤師	○ ○ ○ ○	印

執 務 日 時	1 月 ○ 日 金 曜 午前 1 3 時 3 0 分 ~ 午前 時 分 午後 午後								天候 晴れ	
校 長	○	教 頭	○	事 務 長	○	保 健 主 事	○	養 護 教 諭	○	室 温
執 務 記 録										
項 目	記 事									
健 康 診 断 健康相談 救 急 処 置 予 防 処 置 保 健 指 導 学校保健委員会 学校環境衛生 学校食品衛生 災 害 予 防 保健に関する 週 間 行 事 学校薬事衛生 その他	【内科に関する相談】(電話相談) (1) 相談内容 内科校医 ○○ 先生 最近、インフルエンザによる欠席者及び罹患者が急激に増えている。特にあるクラスでは15 / 40の欠席者が出ている。ついては、学級閉鎖等の措置をとる必要があるのかどうかのご意見を伺いたい。 (2) 対象 全学年生徒 500名 (罹患者120名 欠席者70名) 1年2組 (罹患者18名 欠席者12名) 1年4組 (罹患者15名 欠席者 9名) (3) 校医等から ○ 罹患者の数の多い学級は、○曜日までの学級閉鎖が望ましい。 ○ ここ数日間の罹患者及び欠席者推移のデータをください。 必要に応じて記載 (4) 学校のとった措置 ○ 1年○組は、○曜日まで学級閉鎖とする。 ○ 罹患者と欠席者の学年・学級毎の集計は朝の健康観察を徹底し、校長に報告後、校医にも渡して意見を伺う。 ○ うがいの励行や体育や部活動後の汗処理の徹底及び健康管理の徹底を担任を通して生徒に指示する。 ○ 保護者への学級閉鎖及び注意喚起の文書を発出し今後の拡大防止を図った。									

※ 該当項目を○印でかこむこと。
※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること。
※ 執務記録簿への記入・押印は学校医等が行うこと。ただし、電話相談など来校せず
に執務を行った場合には、学校において記入し、学校医等が後日押印すること。
※ 学校で留意事項等を必要に応じて補足することができる。

執 務 記 録 簿 (記入例 3)

職 名	氏 名	印
学 校 医 学校歯科医 学校薬剤師	○ ○ ○ ○	印

執 務 日 時	5 月 ○ 日 金 曜								午前 1 3 時 3 0 分 ~ 午前 1 5 時 0 0 分 午後 午後	天候 晴れ
校 長	○	教 頭	○	事 務 長	○	保 健 主 事	○	養 護 教 諭	○	室 温
執 務 記 録										
項 目	記 事									
健 康 診 断	【教室等の騒音環境及び騒音レベル】									
健 康 相 談	(1) 測定場所 (道路に面している教室を中心に)									
救 急 処 置	1 階 会議室、○年○組									
予 防 処 置	2 階 パソコン教室、○年○組									
保 健 指 導	3 階 図工室、○年○組									
学校保健委員会	(2) 測定方法 騒音計									
学校環境衛生	(3) 学校医等より									
学校食品衛生	○ 窓を閉めたときは基準内なので特に問題ないが、冬や今後梅雨時期になると閉め切る場合があるので、空気環境の管理と併せ、換気などこまめな調整も必要である。									
災 害 予 防	○ 次の検査を冬のストーブ使用時にして、空気の検査と一緒に検討する必要がある。									
週 間 行 事	必要に応じて記載									
学校薬事衛生	(4) 学校のとった措置									
その他	○ 教室の配置計画について、学年の見直し等できないか検討する。									
	○ 特別教室は、生徒が学習中に測定する必要があるため、次回は検査日の時制の検討をする。									

※ 該当項目を○印でかこむこと。
※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること。
※ 執務記録簿への記入・押印は学校医等が行うこと。ただし、電話相談など来校せず
に執務を行った場合には、学校において記入し、学校医等が後日押印すること。
※ 学校で留意事項等を必要に応じて補足することができる。

学校保健法施行規則

第三章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則

(学校医の職務執行の準則)

第二十三条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健安全計画の立案に参加すること。
 - 二 学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行うこと。
 - 三 法第六条の健康診断に従事すること。
 - 四 法第七条の疾病の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと。
 - 五 法第十一条の健康相談に従事すること。
 - 六 法第三章の伝染病の予防に関し必要な指導と助言を行い、並びに学校における伝染病及び食中毒の予防処置に従事すること。
 - 七 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
 - 八 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第四条の健康診断又は法第八条第一項の健康診断に従事すること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

(昭五三文令一八・一部改正)

(学校歯科医の職務執行の準則)

第二十四条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健安全計画の立案に参加すること。
 - 二 法第六条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
 - 三 法第七条の疾病の予防処置のうち齲^う歯その他の歯疾の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと。
 - 四 法第十一条の健康相談のうち歯に関する健康相談に従事すること。
 - 五 市町村の教育委員会の求めにより、法第四条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

(昭五三文令一八・一部改正)

(学校薬剤師の職務執行の準則)

第二十五条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第二十二條の二の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。
 - 四 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

(昭五三文令一八・一部改正)